

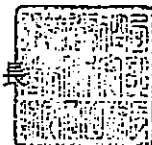
航空交通管制業務等の運営に関する連絡調整会議の設置に関する覚書

平成2年6月30日

防衛庁教育訓練局訓練課長



運輸省航空局管制保安部保安企画課長



1. 航空交通管制業務等の運営に関し必要な事項について、運輸省と防衛庁との間で相互に緊密な連絡調整を行い、もって安全かつ円滑な航空交通の確保を図るため、両省庁間に、航空交通管制業務等の運営に関する連絡調整会議（以下「会議」という。）を設ける。

2. (1) 会議は、次に掲げる者で構成する。

運輸省航空局管制保安部保安企画課長
同 管制課長
同 管制課空域調整整備室長

防衛庁教育訓練局訓練課長
防衛庁航空幕僚監部防衛部運用課長

(2) 会議は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の関係者の出席を求めることができる。

3. 会議は、原則として毎月1回、運輸省航空局又は防衛庁において開催することとし、会議を担当した省庁に従って、運輸省航空局管制保安部保安企画課長又は防衛庁教育訓練局訓練課長がこれを主宰する。

4. 会議の庶務は、運輸省航空局管制保安部保安企画課及び防衛庁教育訓練局訓練課において処理する。